

福井基署発 0627 第 1 号
令和 5 年 6 月 27 日

建設事業者各位

福井労働基準監督署長



建設業労働災害防止協会
福井県支部 高志分会長



災害復旧工事における労働災害防止と建設業における長時間労働の削減について

平素は、労働基準行政の推進と建設業における労働災害防止に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内では平成 16 年 7 月の福井豪雨、そして昨年 8 月の南越前町豪雨などが発生しており、今年度も梅雨から秋にかけては台風や豪雨などの風水害の発生が懸念される所です。風水害により道路や河川等に重大な破損が生じると市民生活に大きな影響を及ぼしますので、災害復旧工事が行われることとなりますが、災害復旧工事では危険箇所や危険箇所近接する場所での施工となりますので、労働災害の発生も懸念される所です。

つきましては、今後の風水害の危険が大きい時期における施工においては、別添資料 1 を活用して、災害復旧工事での死傷災害の大きな割合を占める「土砂崩壊災害」「建設機械・クレーン災害」「墜落・転落災害」に関し、労働災害防止の徹底をお願いいたします。

また、建設業においては、別添資料 2 のとおり労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用されることから、今年度中の長時間労働削減に関する取組が重要であります。災害の復旧・復興の事業に限り、上限規制の適用はありませんが、労働者の健康管理のためには、長時間労働削減が重要であることは、建設業においても変わりありません。昨年度、福井労働局で実施した自主点検では、「現場代理人」「監理技術者・主任技術者」などにおいて特に月 80 時間を超える時間外・休日労働が認められましたので、長時間労働の削減も労働災害防止と併せて実施願います。

なお、別添 3 の業務改善助成金及び別添 4 の働き方改革推進支援助成金なども御活用いただき、建設業における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。



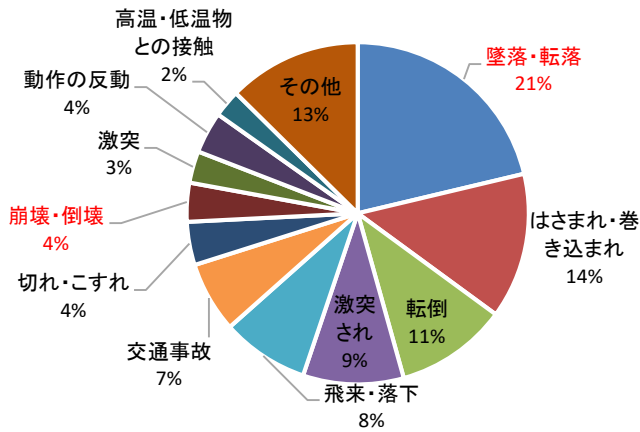
～ 災害復旧工事はゼロ災で！ ～

令和4年に福井県内において集中豪雨により甚大な被害がありました。

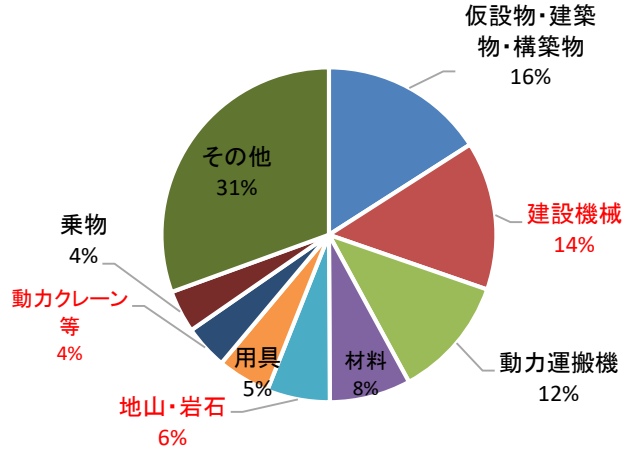
河川、道路等の災害復旧工事を行うにあたって、労働災害を防止するためのポイントをまとめました。施工業者の皆様におかれては、以下の点にも留意の上、ゼロ災で工事を施工しましょう。

労働災害発生状況

道路建設・河川土木・砂防工事における事故の型別労働災害発生状況(全国、令和4年確定値)



道路建設・河川土木・砂防工事における起因物別労働災害発生状況(全国、令和4年確定値)



災害復旧工事では、道路、河川、砂防の災害復旧工事が多く行われます。令和4年に全国で発生したこれら三種類の土木工事での休業4日以上死傷災害では、建設業の三大災害である「墜落・転落災害」「建設機械・クレーン災害」「土砂崩壊災害」が多くを占めています。災害復旧工事では、これら三大災害に加え、「土石流災害」も懸念されるところです。

災害事例1

【災害発生状況】

集中豪雨により発生した法面の災害復旧工事において、地山の掘削作業中、土砂崩壊が発生した。

災害発生時、斜面の上部では削岩機を使用し、下部ではドラグ・ショベルによる掘削が行われていた。

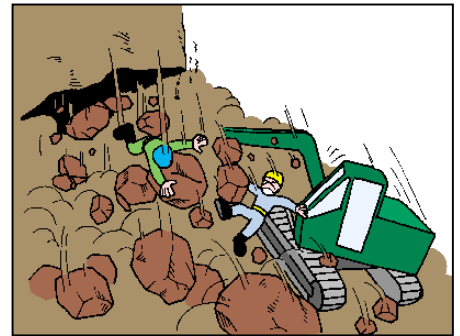
【災害発生原因】

軟弱な地盤であったこと。

上下作業が行われていたこと。

エアピック等の振動があったこと。

作業計画がなく、地山の調査点検も実施されていないこと。



土砂災害防止対策①

1 事前調査の実施

工事の施工に当たって、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、亀裂、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査する。



2 作業計画

事前調査結果を踏まえ、作業計画を定め又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行う。



3 監視

点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するように努める。

また必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置する。



点検事項 : 浮石、亀裂の有無と状態 含水、湧水状態の変化等
通常の点検頻度 : 作業開始前、大雨、地震後

災害事例 2

【災害発生状況】

砂防工事において、掘削作業が終了したため、その状況の写真撮影をする作業中、掘削面の上方の地山から直径10cmの岩石が落下し、はしごに登っていた被災者を直撃した。

【災害発生原因】

掘削面の上方について十分な調査及び点検が行われていなかったこと。
防網などの設備を設けないまま下方に労働者を立入らせたこと。



土砂災害防止対策②

4 土砂崩壊防止

土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工、落石防護柵を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じる。

なお、土止め支保工を設ける等の作業における災害の防止にも留意する。

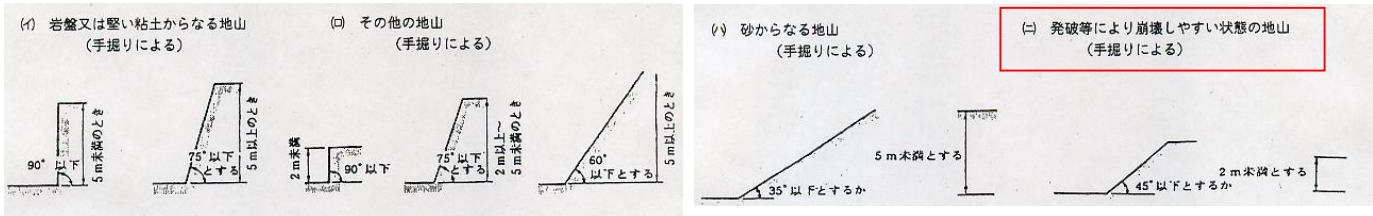
5 避難の周知

急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等について労働者に十分周知すること。



6 掘削面の勾配

掘削作業を行うときは地山の種類に応じた勾配とする。



7 作業主任者等の選任

掘削箇所及びその周辺の地山についての地質及び地層の状態、掘削用機械等の整備状態、照明の状態等を点検する者を定めてその職務を十分に行うこと。

掘削、土止め支保工の組立て作業については、作業主任者の直接指揮によること。（作業中は現場を離れてはならない）

災害事例 3

蒲原沢土石流災害

平成7年に発生した集中豪雨による土砂崩壊等による災害復旧のため、約1kmに渡り砂防ダム、護岸等の工事を行っていたところ、上流（工事現場から約2km）で発生した土砂崩壊が引き金となり土石流が発生し、作業中の14名が死亡、9人が負傷した。

土石流災害防止対策

土石流が発生するおそれのある河川（土石流危険河川）ですか？

はい

その場所において、これから建設工事を行いますか？

はい

<次の措置を講じる>

- ① 上流の河川及びその周辺の状況の調査及び記録
- ② 土石流による労働災害の防止に関する規程の策定
- ③ 降雨量の把握及び記録
- ④ 警報用設備の設置
- ⑤ 避難用設備の設置
- ⑥ 避難訓練の実施

警戒降雨量基準に達する降雨がありましたか？（降雨により土石流が発生するおそれが生じた。）

はい

作業を中止しますか？

はい

監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講ずる。

いいえ

土石流による労働災害発生のおそれがある危険が発生した。

はい

直ちに作業を中止し、労働者を退避させてください。

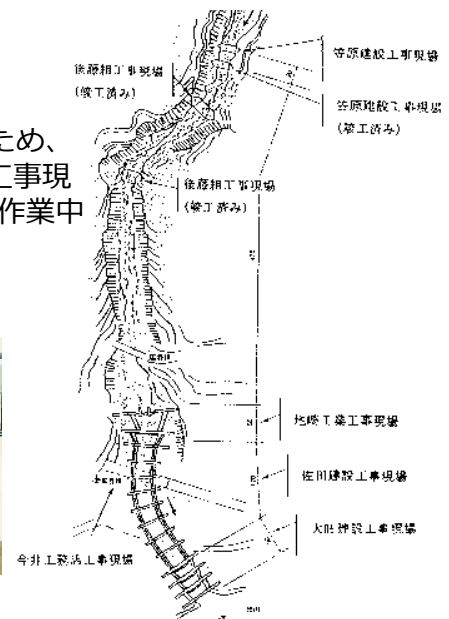


図1 工事施工状況図



建設機械災害防止対策①

1 路肩、法面からの転落防止

(1) 運行経路の路肩の崩壊防止



鉄板敷をしているが土砂が崩れており路肩崩壊防止が不十分な例

土砂流出により路盤のアスファルト下が空洞になっている状態

(2) 地盤の不同沈下の防止



(3) 必要な幅員の保持



幅員は重機幅の1.5倍程度を確保
河川内に運行経路を設ける場合は、河川の増水にも留意

(4) 路肩、傾斜地等で作業を行う際の誘導者の配置の徹底



危険再認識教育中の様子

2 有資格者の配置

- (1) 有資格者のうち経験豊富な者による運転
- (2) 車両系建設機械の運転業務従事者に対する危険再認識教育などの能力向上に向けた安全教育の計画的受講

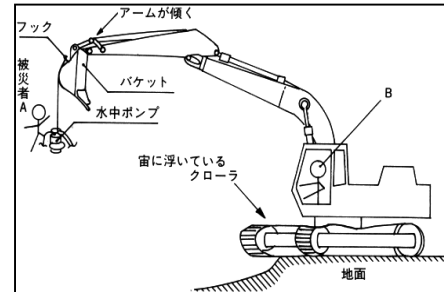
災害事例 4

【災害発生状況】

農業施設の災害復旧工事現場において、ドラグ・ショベルのバケットのフックにワイヤーをかけ、水中ポンプ（100kg）をつり上げ、アームを前方に伸ばした際、ドラグ・ショベルが前に傾き、つり上げられたポンプの下で作業していた労働者が下敷きになった。

【災害発生原因】

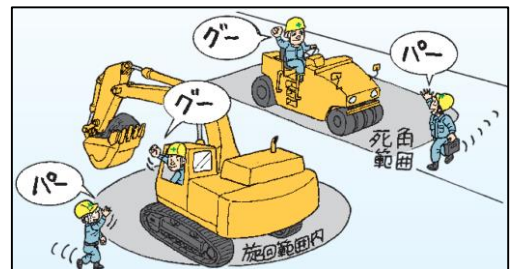
ドラグ・ショベルを川の中に積み上げられた軟弱な掘削土の上で、クローラが一部はみだす状態で使用したこと。
ドラグ・ショベルに接触するおそれのある箇所に立入らせたこと。



建設機械災害防止対策②

3 建設機械との接触防止

- (1) 作業半径内の立入禁止
重機の作業場所と人の作業場所（通路）の区分
- (2) 誘導者の配置の徹底
誘導者自身が接触しない
確実な誘導のため合図を決め徹底する
- (3) 「誘導がなければ後進しない」の徹底
- (4) 「動くときはアームを下げる」の徹底
- (5) グーパー運動※の実施
- (6) 運転席から離れる際の措置の徹底
エンジンの停止
バケット、排土板等を地面に下ろす
キーの抜き取り

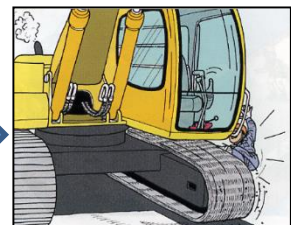


※ グーパー運動

建設機械の旋回範囲にやむを得ず立ち入る場合、運転者に手でパーを合図し、運転者がグーを返すことで、お互いに確認してから立ち入るもの。言い間違い、聞き間違いの防止にもつながる。
パー＝「止まって」 グー＝「いいよ」

災害事例 5

エンジンをかけたまま、吊りクランプを運転席に乗せた際、誤って左側走行ペダルに乗せてしまい、油圧ショベルが左後進駆動し轆かれた。



働き方改革は進んでいますか？

改正労基法の適用猶予が順次**廃止**されます



Point 1

建設業においても時間外労働の上限について一般則が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、**2024（令和6）年4月1日から建設事業に従事する労働者にも上限規制が適用されます。**

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
建設事業 <small>（この事業における交通誘導警備の業務を含む）</small>	上限規制は適用されない。 今ここ！ 変わります	・災害の復旧・復興の事業を除き、 上限規制がすべて適用される。 ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。

36協定の上限

●原則 | 限度時間

1か月 **45**時間以内

1年 **360**時間以内

- * 1年単位の変形労働時間制は 1か月42時間・1年320時間
- * 時間外労働のみ（休日労働は含まない）

●例外 | 特別条項（限度時間を超える場合）

事業場において通常予見することのできない業務量の大幅な増加等**臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合**

1か月 **100**時間未満 * 時間外労働 + 休日労働

1年 **720**時間以内 * 時間外労働のみ（休日労働は含まない）

原則（限度時間）を上回る**回数**は **年6回**以内

実労働時間の絶対的上限

36協定の内容にかかわらず、絶対に守らなければならない**実労働時間の上限規制**

時間外労働 + 休日労働が

1か月 **100**時間未満

2～6か月平均 **80**時間以内

Point 2 時間外労働の割増賃金率が変わります

**割増率の不足は
法違反です！**

現行の割増率

25%

中小企業の適用猶予措置が

2023（令和5）年3月31日に廃止されました。

60時間超

改正後の割増率

25%

50%

60時間を超えた時間外労働に対し、50%以上の割増賃金を支払わねばなりません。



お困りごとはございませんか？ ご相談は①でも②でも承ります。

1 ふくい働き方改革推進支援センター (にご相談ください)



**無料で専門家（社労士）にご相談いただける
ワンストップ支援の相談窓口があります**

(厚生労働省福井労働局委託事業)

人手不足に対応するために
どのようにしたらよいか教えて
ほしい

助成金を活用したいが
利用できる助成金が
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を
上げるにはどうすればよいか



そのお悩み、解決できるかもしれません！

4つの取組をワンストップで支援します。
すべての事業主の方がご利用いただけます。

長時間労働の是正

同一労働同一賃金

生産性向上による
賃金引上げ

人手不足の解消
に向けた雇用管理改善

【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問し、
コンサルティングを行います

【相談支援】

電話・メール・来所・オンラインで相談にお答えします

【各種セミナー】

専門家によるセミナーを開催しています

福井市西木田2丁目8-1
福井商工会議所ビル1階

ふくい働き方改革推進支援センター

(受託者：全国社会保険労務士会連合会)

☎ 0120-144-864 (通話無料)

fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

受付時間 | 午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始を除く)



2 各署の労働時間相談・支援班 (ご相談ください)

労働基準監督署の労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明をいたします

立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

☞わかりやすく丁寧に説明します

もちろん
無料です

そもそも労働基準法にはどんな
ルールが定められているの？

☞基本から丁寧に説明します

労務管理上の課題を
探りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

☞他社の改善事例をご紹介できるかもしれません

約1,000社以上の企業にご利用いただいております！

最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！

福井労働基準監督署 福井市開発1丁目121番地5

☎ 0776-54-6167

武生労働基準監督署 越前市中央1丁目6番4号

☎ 0778-23-1440

敦賀労働基準監督署 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号

☎ 0770-22-0745

大野労働基準監督署 大野市弥生町1番31号

☎ 0779-66-3838



厚生労働省 福井労働局 各労働基準監督署

(2023.5)

設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和5年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください

下記の6つ全てにチェックが入る場合、助成金の対象になるかもしれません！
※すでに実施されている場合は対象になりません

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
福井県の場合は **918円以下** (R4.10.2から)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

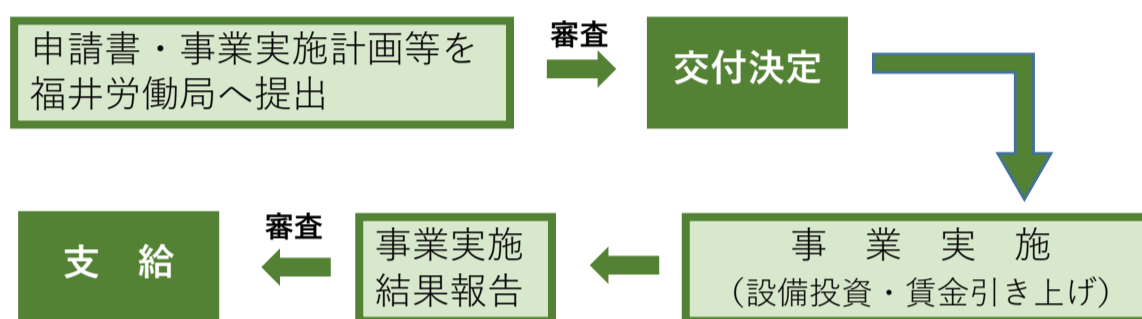
- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。***年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど
〔生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

手続きの流れ



ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 ※下段は、事業場規模30人未満の事業者				
	1人	2~3人	4~6人	7~9人	10人以上
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ()内は生産性要件を満たした場合
福井県の場合は、**4/5 (9/10)**

*事業場の所在地が、福井県以外の場合の助成率および上限額については、管轄する労働局にお問い合わせください。



申請様式等、詳しくはコチラ



- ※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。
- ※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

福井県内での

『活用事例』



【食品製造業】 受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ✓「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した ✓ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた ✓ネット上で集客が可能になり、売上も増加した ✓従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ データ処理が格段に速くなった ➤ 出退勤の打刻漏れが無くなった ➤ 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした ➤ メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ フロントの混雑が解消された ➤ フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した ➤ 顧客のレジ待ち時間が短縮した

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した ➤ 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された

【卸売業】 会議用大型モニターの導入	
導入前	本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった ➤ 打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった

【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した ➤ 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門家による指導・研修を受ける ➤ 現状把握から改善方法の提案を受ける ➤ ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 洗浄・消毒を機械化した ➤ 洗浄時間が大幅に短縮された ➤ 時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった

【サービス業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事務所周辺の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手作業で行っていた除雪作業時間が軽減された ➤ 従業員への身体的負担が軽減された

<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター TEL 0120-366-440	<申請先> 福井労働局雇用環境・均等室 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221	<賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口> ふくい働き方改革推進支援センター 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864
--	---	--

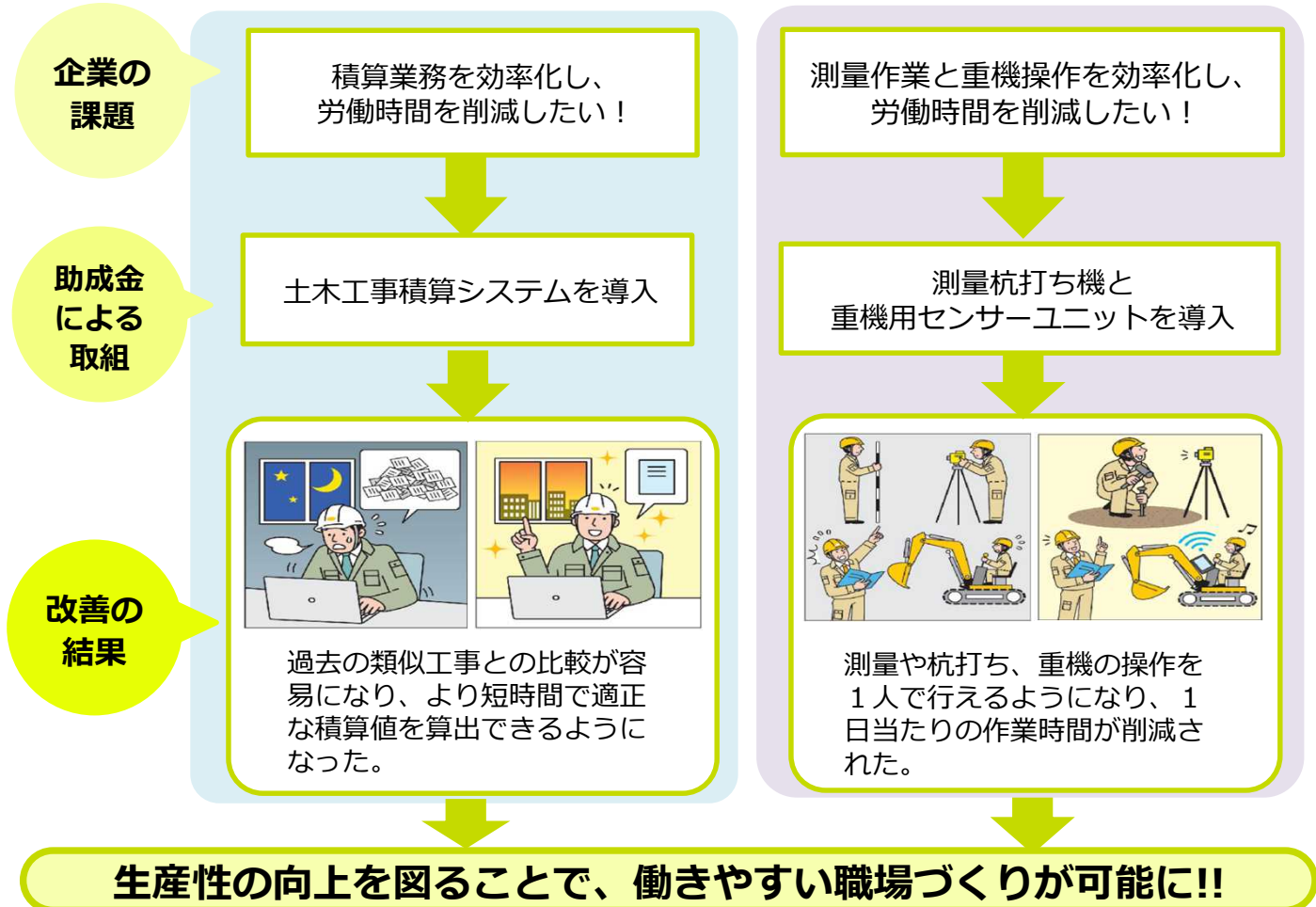


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内

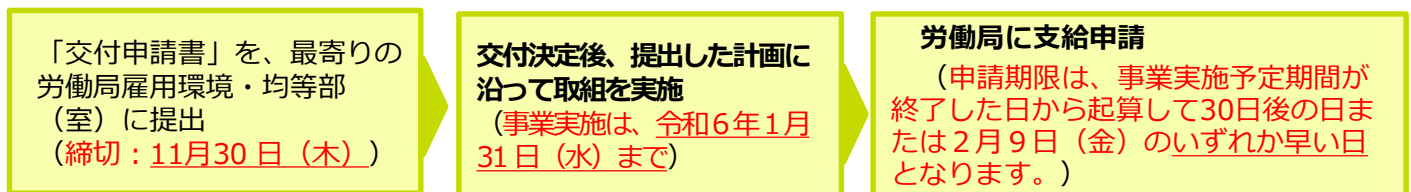


令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合、交付申請時点の所定休日が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減**させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

- ② 全ての対象事業場において、4週における**所定休日を1日から4日以上増加**させること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大830万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：1日増加ごとに25万円(※5) (最大100万円)

(※5) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。

$$(\text{年間所定休日数}) \div (365 \text{日} \div 7) \times 4$$

3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)